



税務情報

国税庁 — 特定納税管理人制度に関するパンフレットの公表

2021 年度税制改正では、納税管理人制度を拡充する改正が行われ、納税管理人を選任すべき納税者が税務当局から指定された日までに納税管理人の届出をしなかった場合など、一定の要件を満たすときには、税務当局が国内に住所又は居所を有する一定の者を納税管理人（「特定納税管理人」）に指定することが可能とされました（「特定納税管理人制度」）。この特定納税管理人制度は 2022 年 1 月 1 日から施行されます。

これを受け、国税庁は特定納税管理人に関連する改正通達（[「国税通則法基本通達（徴収部関係）」の一部改正について（法令解釈通達）](#)）を 12 月 2 日付で発遣しました^(*) が、12 月 23 日、特定納税管理人制度の概要をまとめた以下のパンフレットも公表しました。

■ [特定納税管理人制度の概要（令和 4 年 1 月）](#)（PDF 1,303KB）

このパンフレットでは、特定納税管理人制度の創設の背景のほか、法令や改正通達、財務省の「[令和 3 年度 税制改正の解説](#)」^(*) で明らかにされた特定納税管理人制度の具体的な内容等が、図表を用いて網羅的に説明されています。

^(*) 改正通達の概要については、e-Tax News No.253「[国税庁 — 納税管理人に関する改正通達の公表](#)」（2021 年 12 月 17 日発行）にてお知らせしています。

^(*) 財務省の「[令和 3 年度 税制改正の解説](#)」の公表については、e-Tax News No.242「[2021 年度税制改正関連情報 — 税制改正の解説の公表/法令解釈通達の発遣](#)」（2021 年 7 月 12 日発行）にてお知らせしています。